



パーソナル
総合傷害保険

重要事項のご説明



平成28年4月

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、タフ・ケガの保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。当社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)にも掲載していますので、必要に応じてご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします(ご契約時にWeb約款を選択したお客さまは、当社ホームページにてご確認ください)。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者にご連絡・訪問することがあります。
- ▶保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- ▶「タフ・ケガの保険」はパーソナル総合傷害保険のペットネームです。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。



契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください

I. 契約締結前におけるご確認事項

- 1 商品の仕組み 2
- 2 基本となる補償、保険金額の設定等 3
- 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等 5
- 4 満期返れい金・契約者配当金 6

III. 契約締結後におけるご注意事項

- 1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 7
- 2 解約と解約返れい金 7
- 3 被保険者からの解約 7

II. 契約締結時におけるご注意事項

- 1 告知義務[他の保険契約等の有無](ご契約時にお申し出いただく事項) 6
- 2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について) 6
- 3 死亡保険金受取人 6

その他、留意していただきたいこと 7

▼この書面における主な用語についてご説明します。

危険	傷害または損害等の発生をいいます。	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等、パーソナル総合傷害保険(交通傷害型)普通保険約款等に定められたものをいいます。	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁(法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻)を含みます。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター
0120-721-101 (無料)

※受付時間 平日9:00~17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024 (無料)

※受付時間 [24時間365日]
※IP電話からは**0276-90-8852 (有料)**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
[ナビダイヤル]
(全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

※受付時間 [平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話からもご利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/eforts/adr/>

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

契約概要

この説明書では「タフ・ケガの保険」を説明しています。

タフ・ケガの保険の補償は、2つの基本となる補償(普通傷害または交通傷害)により構成されています。いずれかの補償をお選びください。

また、主な特約は以下のとおりです。

[○: 保険金をお支払いする事故 X: 保険金をお支払いできない事故]

事故の種類	基本となる補償	
	普通傷害	交通傷害
①交通事故	○	○
②交通乗用具の火災	○	○
③改札口を有する乗降場構内の事故	○	○
④上記以外の事故	○	X

+

[●: 普通傷害、交通傷害共通 ■: 普通傷害をご契約の場合のみ]

補償の種類	任意にセットできる主な特約	自動でセットされる主な特約
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 部位・症状別保険金補償特約 ● 入院発生時一時金補償特約 ● 退院時一時金補償特約 ● 実通院日のみの通院保険金支払特約 ■ 特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金]補償特約 ■ 食中毒補償特約 ■ 熱中症危険補償特約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
費用・賠償に関する補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用) ● 携行品損害補償特約 ● 受託物賠償責任補償特約 ● 弁護士費用等補償特約 ● ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 ■ 救護者費用等補償特約 ■ 育児費用補償特約 ■ 緊急費用補償特約(特定親族補償用) ■ ホームヘルパー費用補償特約 	
その他の補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約 	

(2) 被保険者の範囲

契約概要

①被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満70才未満の方となります。

②基本となる補償の被保険者の範囲は、以下のとおりです。ご希望の型をお選びください。なお、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

型	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子(注2)
本人型	○	—	—
夫婦型	○	○	—
配偶者対象外型	○	—	○
家族型	○	○	○

(注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

(注2) 配偶者対象外型では、「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。家族型では、「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

裏面もご覧ください。➡

③個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)、受託物賠償責任補償特約、弁護士費用等補償特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

- 本人
- 本人の配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

※個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)、受託物賠償責任補償特約において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

④育英費用補償特約の被保険者としてご加入できる方は、次の両方に該当する方となります。

- 満期日において満23才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方
- 扶養者がいる方

※上記③、④以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

(1) 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることができます。

また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	【普通傷害・交通傷害共通】 <ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ など
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	【普通傷害の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ●テストライダー、オートバイ競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の危険な職業に従事中のケガ ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ など
入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された入院保険金の支払対象期間内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、保険証券に記載された入院保険金の支払限度日数を限度とします。	【交通傷害の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物等の積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間のケガ ●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業をしている間のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ など
手術保険金	約款所定の手術保険金支払対象期間内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5	
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された通院保険金の支払対象期間内に通院(往診を含みます)した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、保険証券に記載された通院保険金の支払限度日数を限度とします。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 主な特約の概要

主な特約とその概要を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 ①被保険者本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)(注1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故(注2)
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(注3)	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と伴し、パー35以上9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 ※保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルバトロスを証明できるものが必要になります。詳細は特約をご確認ください。 ※キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、 ・同伴競技者以外の第三者の目撃(注4)がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。
育英費用補償特約(注3)	扶養者(注5)が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡し、または約款所定の後遺障害を被り、被保険者が扶養されなくなった場合に、保険金をお支払いする特約です。
事業主費用補償特約(注3)	補償対象者(注6)の事故によるケガのため死亡保険金、後遺障害保険金をお支払いする場合において、この特約の被保険者が葬儀費用等を負担したことにより損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。

(注1)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。

(注2)航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

(注3)この費用を補償する他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)を複数契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

(注4)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

(注5)この特約の被保険者を扶養する方で保険申込書の扶養者氏名欄に記載された方となります。

(注6)補償対象者とは、基本となる補償における被保険者をいいます。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回タフ・ケガの保険にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)	自動車保険の個人賠償特約
携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

(4) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、[死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合計して、1,000万円\(注\)が限度となります。](#)

- ①満15才未満の方を被保険者とする場合
- ②保険契約者と被保険者本人が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

ただし、上記にかかわらず、配偶者・親族の死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と合算して1,000万円(注)が限度となります。

(注)特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

① 保険期間

1年間です。また、1年に満たない短期契約もできます。実際に契約する保険期間は、保険申込書をご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終わります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

- ①保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

- ①ご契約の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます(初回保険料は現金により払い込むこともできます)。

ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。


※現金による払込みの場合、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

[○：選択できます X：選択できません]

主な払込方法	一般分割払(月払)(注1)	一時払
口座振替	○	○
クレジットカード払	○(注2)	○
払込票払	X	○

(注1)保険料割増が適用されます。
(注2)初回保険料のみ選択できます。

- ②保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合
「団体扱・集団扱のご契約について」参照

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

- ①口座振替または払込取扱票により払い込む初回保険料(注1)および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注2)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注1)一時払保険料を含みます。

(注2)口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。

- ②分割払でご契約の場合、当社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認した後に、保険金をお支払いします。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務[他の保険契約等の有無](ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

- (1)保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目(保険申込書上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

- (2)故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することがありますので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項

同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注)タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(積立タイプ)等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

- (1)被保険者本人の死亡保険金受取人を定めなかった場合、死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- (2)被保険者本人の死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。
- (3)被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となり、死亡保険金受取人の変更はできません。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

ご契約後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ③(育英費用補償特約をセットした契約のみ)扶養者の変更が発生した場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

- (1)ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- (2)解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (3)始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります(特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)をあわせてセットした契約については、追加請求が発生します)。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者にご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中的ケガについては保険金をお支払いできません。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

5 親族連絡先制度について

※親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。

連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注)保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ②代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

なお、この保険契約に「自動継続特約」をセットしている場合で、自動継続特約の申し出期限までに保険契約者から連絡先親族の変更・削除の申し出がないときは、同一の連絡先親族が継続契約にも引き継がれ、上記同様に取り扱います。

6 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させた場合
- ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など

7 継続契約について

(1)保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。

(2)当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(3)「自動継続特約」をセットしているご契約の自動継続予定期間は、指定された被保険者本人の任意の年齢(指定がない場合は満70才(育英費用補償特約をセットしたときは満22才))までとなります。

自動継続特約をセットした場合
「自動継続契約について」参照

8 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合
「万一、事故が発生した場合のご注意」参照

その他、下記の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

「無効、取消し、失効について」
「ご契約内容および事故報告内容の確認について」